

番号	所属	計画事業名	事業の種類	事業内容	必要性	市の関与の妥当性	経済性	効率性	有効性	手段の妥当性	改善シート、二次評価の有無	今後の方向性	直接経費(千円)	人件費(千円)	総経費(千円)
335	消防 消防本部 総務課 総務係	消防職員研修等 派遣・訓練業務	経常的 事務	都市型災害、大規模自然災害及び救急体制の高度化並びに 関係法令の改正など、日々変化する消防行政執行手段への確 に対応し、消防行政力を必要とする市民等へ十分なサービス を提供するため、常に消防組織力及び職員個々の能力を向上さ せる必要がある。 このため教育専門機関、資格取得講習及び研修等へ派遣す るとともに日常訓練を計画的に実施する。	—	—	B	A	B	B		現状のま ま継続	5,626	98,945	104,571
336	消防 消防本部 総務課 総務係	消防表彰・栄典 業務	自主 事業	消防行政に対し功績があった人を顕彰することで感謝の意を示 し、円滑な協力援助関係を確立し、市民協働のまちづくりを 実現することで、消防組織の充実化を推進する。	Ⅲ	ii	B	B	B	B		現状のま ま継続	194	8,857	9,051
337	消防 主幹(消防 広域化担当)	市町村消防広域 化事業	経常的 事務	少子高齢化や人口減少が進み財政運営の厳しさが指摘される 中で、災害の多様化、大規模化などに的確に対応しながら消防 力を維持するため、消防組織法の一部改正が行われ消防広域 化を積極的に推進することとされた。「北海道消防広域化推進 計画」の示す組合せは、札幌市を除く石狩支庁管内5消防本部 であるが、千歳市は恵庭市及び北広島市との組合せを希望し、 3市消防広域化を目指す。	—	—	A	B	C	B		現状のま ま継続	0	4,812	4,812
338	消防 消防本部 警防課 警防係	メディカルコン トロール体制構築 事業	自主 事業	①現場から24時間いつでも迅速に救急専門医の指示・指導・助 言を要請できる体制②救急救命士の資格取得後の再教育とし て定期的に病院実習を行う体制③実施した救急活動について 検証医師による事後検証を行いその結果を再教育に活用する 体制、以上の3つの体制を札幌医科大学付属病院と石狩・後志 地区の9消防本部が構築し、救急救命士の処置範囲の拡大に 伴う特定行為(医師の指示なし除細動、静脈路確保、気道確保) を、急病や負傷で心肺機能が停止した市民に実施する。	I	i	B	A	A	A		現状のま ま継続	1,599	13,507	15,106
339	消防 消防本部 警防課 防災企 画係	消防車両・消火 栓等維持管理業 務	施設管 理事業	①消防車両の車検・定期点検及び修理 ②消防資機材の点検修理 ③消火栓の修理及び除雪	—	i	B	B	B	B		現状のま ま継続	8,438	107,608	116,046
340	消防 消防本部 警防課 防災企 画係	緊急通信指令施 設管理業務	施設管 理事業	①緊急通信指令施設の保守点検 ②119番通報等の受付及び出動指令 ③建築物等のデータ入力	—	i	B	C	B	B		見直して 継続一 手段の 見直し	5,849	122,753	128,602

番号	所 属	計画事業名	事業の 種類	事 業 内 容	必要性	市の 関与の 妥当性	経済性	効率性	有効性	手段の 妥当性	改善シ ート、二 次評 価の有 無	今後の 方向性	直接経費 (千円)	人件費 (千円)	総経費 (千円)
341	消防 消防本部 予防課 予防係	火災予防等推進 普及事業	自主 事業	火災は人の意図に反して発生し又は放火等によるもので、火災を未然に防止するため、火災原因を究明し市民に火災予防を反映させるため、各消防関係協力団体等を通じて市民への呼びかけを行い、啓発活動を行うものです。	I	ii	B	B	B	B	改善有	見直して 継続一 手段の 見直し	1,981	7,058	9,039
342	消防 消防本部 予防課 保安係	建築物・危険物 規制事業	経常的 事務	消防法及び危険物の規制に関する政令に基づく審査をする。	—	—	A	B	B	A		現状のま ま継続	0	23,229	23,229
343	消防 消防署警 備課 査察係	火災予防啓発等 事業	経常的 事務	法令基準違反や防火上の危険性が存在した場合に、違反是正を図ることにより安全を確保するとともに、防火教育、消防訓練、火災予防の推進及び各種届出により市民の安全を確保し、市民に対し防火の必要性を周知する。	—	—	A	A	A	A		現状のま ま継続	192	44,635	44,827
344	消防 消防署警 備課 査察係	消防立入検査業 務	経常的 事務	市内の建築物(一般住宅を除く)に対し、自主防火管理の充実を働きかけ、危険度に応じた立入査察を実施し、法令基準違反や防火の危険性が存在した場合に違反是正を図ることにより、市民の安全を確保する。	—	—	A	A	B	A		現状のま ま継続	0	49,473	49,473